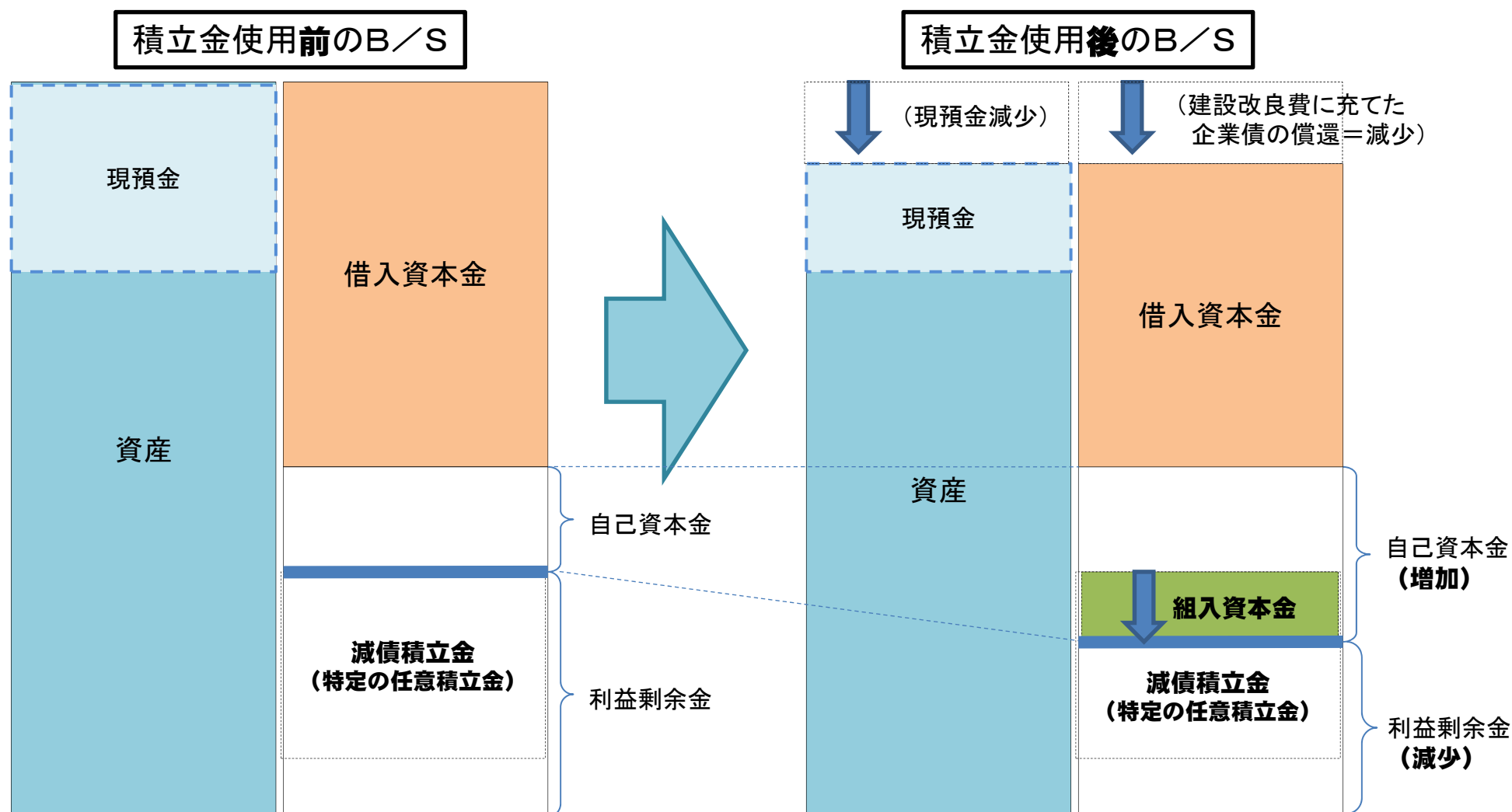


現行の自己資本造成制度（減債積立金等）

資料3

- ◆ 建設改良費に充てた地方債（又は他会計借入金）の償還を行うことで、見合いの現預金が減少する。
- ◆ その際、減債積立金（又は他会計借入金の償還のための任意積立金）を財源として償還を行う場合には財源として用いられた減債積立金（又は当該任意積立金）が組入資本金となる。

（固定資産の減価償却費に相当する金額の現預金をもって償還する場合には自己資本金と利益剰余金に影響はない。）



現行の自己資本造成制度（建設改良積立金）

- ◆ 固定資産の建設改良を行うことで、見合いの現預金が減少する。
- ◆ その際、建設改良積立金を財源として行う場合には財源として用いられた建設改良積立金が組入資本金となる。

